

## 小笠原諸島振興開発基本方針の概要

基本方針は法に掲げる事項について定めることとされている。

同方針では定住環境の整備、情報通信・交通アクセスの改善をポイントに以下のような構成としている。

### 1. 序文

基本方針の性格を説明

- ①国が考える小笠原諸島の振興開発の意義と方向を提示
- ②東京都が振興開発計画の策定を行う際の指針を提示

### 2. 小笠原諸島の特殊事情とその役割

#### ①地理的特殊事情とその役割

東京から 1,000km 離れた外海の離島、海上交通の拠点、日本の排他的経済水域の約 3 割を確保

#### ②自然的特殊事情とその役割

台風の常襲地帯、世界自然遺産の候補

#### ③歴史的・社会的特殊事情とその役割

戦中の強制疎開・戦後の米軍統治、太平洋の島々との交流

### 3. 振興開発の方向

#### ①自然と共生した定住環境の整備

医療・福祉施設の整備、防災対策

#### ②地域資源の積極的・持続的活用

豊富な海洋資源の存在に期待、希少種が多い豊かな自然を観光等に活用

#### ③地元の発意と創意工夫の活用

行政、住民、産業・商業団体、NPO等が連携・協力して創意工夫をしつつ振興開発を行う。

#### ④ソフトとハードを一体とした総合的な施策の推進

ソフト施策とハード施策を一体とした総合的な施策の展開

なお、自立的発展を着実に進めるため、明確な目標を振興開発計画で示し、具体的かつ総合的な評価を行う。

#### 4. 小笠原諸島の振興開発を図るための基本的な事項

法に掲げる、土地の利用から小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の育成、帰島を希望する旧島民の帰島の促進に関する基本的な事項を提示。

- ① 土地の利用
- ② 道路・港湾等の交通施設及び通信施設の整備
  - 1) 航空路：都と村で構成する航空路協議会において、円滑な合意形成を目指す。
  - 2) 通信基盤：海底光ケーブルの利活用や地デジへの円滑な移行のための対応等

※平成 21 年度第 1 次補正予算にて海底光ケーブルを敷設予定。
- ③ 農林水産業、商工業等の産業の振興開発
- ④ 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他市街地又は集落の整備及び開発並びに医療の確保等  
療養、福祉機能を備えた医療・福祉複合施設(平成 22 年度開業予定)  
による一定の医療・福祉水準の確保
- ⑤ 自然環境の保全及び公害の防止  
世界自然遺産登録を目標に取り組み
- ⑥ 防災及び国土保全に係る施設の整備  
東南海・南海地震による大規模津波等への対策
- ⑦ 教育及び文化の振興
- ⑧ 観光の開発
- ⑨ 国内及び国外の地域との交流の促進
- ⑩ 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の育成
- ⑪ 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、NPOその他の関係者間における連携及び協力の確保(新規事項)
- ⑫ 帰島を希望する旧島民の帰島の促進